

【朝日町】住宅の取得・改良に対する支援制度

担当課	制 度 名	助 成 条 件 等	補助額・融資額	HP	問い合わせ先 電話番号
建設課	木造住宅耐震改修等 支援事業	①本造の一戸建て、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	対象経費の5分の4(上限100万円)	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryokutoshisouzoubu/kenchikuhidoka/kentikusidou/mokuzoutaisinkaisyuusien.html	0765-83-1100
建設課	木造住宅耐震改修等 支援事業	上記の耐震改修工事を行うために実施する耐震改修計画の作成費	対象経費の3分の2(上限20万円)		0765-83-1100
建設課	木造住宅耐震改修等 支援事業	住宅の屋根の耐風対策を行う改修工事費	対象経費の23%(上限55.2万円)		0765-83-1100
建設課	木造住宅耐震改修等 支援事業	準半壊以上のり災証明(損害割合10%以上)があり、耐震診断により耐震性能がない住宅の建替え費または改修費や液状化対策等に必要な費用	対象経費の5分の4(上限120万円)		0765-83-1100
建設課	住宅取得促進補助金 (新制度)	町内に自ら居住する住宅を取得(新築・増改築・購入)又は中古住宅のリフォームを行う者(令和5年1月1日～)	・宅地の取得 対象経費の10%(上限:50万円) ・住宅の取得 対象経費の10%(上限:以下のとおり) ①一般世帯 20万円 ②転入世帯 120万円 ③近居世帯 70万円 ④同居世帯 120万円 ・世帯構成による加算金(上限:100万円) ①若年者世帯 25万円 ②未成年 25万円/人 ③新増世帯 50万円	https://www.town.asahi.toyama.jp/chosei/kurashi_seikatsu/jutaku_dor_o_suido/jutaku/1450750199497.html	0765-83-1100
建設課	賃貸住宅家賃補助金	朝日町空き家・空き地情報バンクに登録されている住宅又は町内の民間賃貸住宅に入居する転入世帯又は新増世帯	①朝日町空き家・空き地バンク登録住宅 月額家賃の2分の1(上限20,000円)×36月 ②民間賃貸住宅 月額家賃の2分の1(上限10,000円)×36月	https://www.town.asahi.toyama.jp/chosei/kurashi_seikatsu/jutaku_dor_o_suido/jutaku/1450750199497.html	0765-83-1100
建設課	快適住まい リフォーム補助金	・町内に住所を有する方で、自ら居住する既存住宅をリフォームする者 ・町内の既存住宅をリフォームし、工事完了後1年以内に朝日町に転入する者	対象経費の20%(上限:以下のとおり) ①一般世帯:エコ住宅以外 10万円 ②一般世帯:エコ住宅 20万円 ③転入世帯:エコ住宅以外 60万円 ④転入世帯:エコ住宅 70万円	https://www.town.asahi.toyama.jp/chosei/kurashi_seikatsu/jutaku_dor_o_suido/jutaku/1829.html	0765-83-1100
健康課	在宅寝たきり高齢者 等住宅改善費補助金	在宅の65歳以上の寝たきり若しくは寝たきり又は認知症高齢者と認定した者で、介護支援専門員、住宅についての相談、助言等を行っている福祉、保健、医療又は建築の専門家が住宅改善が必要であると認めたもの。ただし、前年分の所得税非課税世帯に限る。	対象経費の3分の2(上限60万円)	https://www.town.asahi.toyama.jp/soshiki/kenko/tiikifukusi/1449209195729.html	0765-83-1100
健康課	在宅重度障害者住宅 改善費補助金	身体障害者手帳1、2級の肢体不自由者又は視覚障害者及び車いすに乗る内部障害者及び療育手帳Aの知的障害者であって、その属する世帯が所得税非課税世帯あるいは287,500円以下の課税世帯である者	所得税非課税世帯:対象経費の全額(上限90万円) 所得税課税世帯:対象経費の3分の2(上限60万円)	https://www.town.asahi.toyama.jp/soshiki/kenko/tiikifukusi/1449209195729.html	0765-83-1100
農林水産課	朝日町地域材活用促進事業	①1戸建ての木造住宅又は木造併用住宅(住宅以外の部分の床面積が50㎡以下かつ延床面積の50%未満の場合を含む)及びその同一敷地内にある附属建物(車庫・納屋・倉庫)であること ②町内で自らが居住するために新築・増改築するもの ③朝日町産木材を5%以上使用すること ④建築士が設計した建物であること	補助額 1?当り 20,000円 (1戸当り上限額 500,000円 100,000円～500,000円)	https://www.town.asahi.toyama.jp/soshiki/norinsuisan/hoijyo/1449208969245.html	0765-83-1100
農林水産課	朝日町地域材活用促進奨励事業	朝日町地域材活用促進事業の対象になった建物の施行業者で、町内に事務所または事業所を有する個人及び法人であること	補助額 1事業 100,000円	https://www.town.asahi.toyama.jp/soshiki/norinsuisan/hoijyo/1449208969245.html	0765-83-1100
建設課	合併処理浄化槽設置 事業補助金	公共下水道・特定環境保全公共下水道事業の認可区域外の区域。主として居住の用に供する住宅であること	補助額 5～10人槽 100万円(最大)	https://www.town.asahi.toyama.jp/chosei/kurashi_seikatsu/jutaku_dor_o_suido/gappei_joukasou/1450750199027.html	0765-83-1100
建設課	水洗化等改造資金利 子補給制度	供用開始後3年以内に家屋の水洗化・排水設備等の工事を行う個人。税金及び下水道事業受益者負担金等を滞納していない者	利子補給利率 2.0% 融資対象借入限度額 200万円 期間 5年	https://www.town.asahi.toyama.jp/chosei/kurashi_seikatsu/jutaku_dor_o_suido/gesuido/1450750198836.html	0765-83-1100